

**「東住吉区 子どもの学習・体験機会の充実（学力向上）」事業業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

「東住吉区 子どもの学習・体験機会の充実（学力向上）」事業業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

東住吉区内の大阪市立中学校に在籍し、国語、数学、英語の発展的問題（※）に取り組む学習意欲があり、在籍する学校の学校長から推薦を受けた中学２年生及び３年生を対象に、高校等への進学を意識し、標準的問題（※）を解く力を確実に定着させるとともに、難易度の高い問題へチャレンジする意欲を身につけ、発展的問題を解く力を育成することを目的とした学習指導を実施する。

※「標準的問題」「発展的問題」とは、「令和７年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項」中の「第７ Ｉ ２ 学力検査」における「一般入学者選抜における問題の種類及び特徴」の例によるものとする。

（２）業務内容

「仕様書」のとおり

（３）契約上限額

金 1, 500, 000 円（消費税含む）

（４）契約期間

契約締結日から令和８年３月１９日（木）

※学習指導の実施期間は、令和７年８月２５日（月）から令和８年３月９日（月）までとし、実施期間中に１５回以上の学習指導を実施すること。実施日は、原則祝日・振替休日・年末年始を除く月曜日とし、初回実施日は、令和７年８月２５日（月）とすること。なお、契約締結日から学習指導開始日までは、本事業を遂行するために必要な人材や物資の調達・手続き、受講者募集など事業実施に係る発注者との調整等を行う準備期間とする。

（５）履行場所

「仕様書」のとおり

（６）費用分担

受注者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金 大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号もしくは第 3 号に該当する場合は免除
保証人 否

(4) 特記事項について

別紙「再委託に関する特記事項」のとおり

別紙「暴力団の排除に関する特記事項」のとおり

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であり、国・地方公共団体ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 本業務を履行できる体制が整備されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 スケジュール

- | | |
|------------|--------------------------|
| ・ 公募開始 | 令和 7 年 5 月 8 日(木) |
| ・ 質問受付締切 | 令和 7 年 5 月 16 日(金)17時30分 |
| ・ 質問に対する回答 | 令和 7 年 5 月 23 日(金)（予定） |

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ・ 参加申請関係書類の提出期限 | 令和7年6月5日(木)17時30分 |
| ・ 参加資格決定通知 | 令和7年6月9日(月) (予定) |
| ・ 企画提案書の提出期限 | 令和7年6月17日(火)17時30分 |
| ・ 企画提案会（プレゼンテーション）の開催予定日 | 令和7年6月下旬～7月上旬 |
| ・ 選定結果通知 | 企画提案会后、速やかに通知 |
| ・ 契約締結・事業開始 | 令和7年7月上旬頃 |
| ・ 事業完了 | 令和8年3月19日(木) |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和7年5月8日(木)9時～令和7年6月5日(木)17時30分まで

イ 提出書類

別紙 提出書類一覧表「参加申込に係る提出書類」のとおり

ウ 提出方法

持参又は送付により、下記「9 (2) 提出先、問合せ先」まで1部提出すること。
(土・日・祝日を除く9時～17時30分)

送付の場合は、提出書類の配達状況を追跡・確認できる方法で送付し、提出期限までに必着すること。

エ 参加資格決定通知 令和7年6月9日(月) (予定) に書面により通知する。

(2) 質問の受付

質問がある場合は、別紙（質問票）「東住吉区 子どもの学習・体験機会の充実（学力向上）事業業務委託の公募型プロポーザルに関する質問票」により、令和7年5月16日(金)17時30分までに電子メールにて「件名」を「東住吉区 子どもの学習・体験機会の充実（学力向上）事業業務委託質問」とし、下記まで送信すること。送信後、必ず電話で受信の確認の連絡をすること。他の方法による質問は受け付けない。

受け付けた質問に対する回答については、令和7年5月23日(金) (予定) に東住吉区ホームページに掲載する。

(送信先) 大阪市東住吉区役所保健福祉課（福祉担当） メール：tv0006@city.osaka.lg.jp

(3) 企画提案書の提出

ア 受付期間

参加資格決定通知後～令和7年6月17日(火)17時30分まで

イ 提出方法

次の提出書類を持参又は送付により、下記「9 (2) 提出先、問合せ先」まで8部（正1部、副7部）提出すること。（土・日・祝日を除く9時～17時30分）

送付の場合は、提出書類の配達状況を追跡・確認できる方法で送付し、提出期限までに必着すること。

正本：事業者名を記入したもの

副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は
事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの

ウ 提出書類

- ・ 様式 別紙「企画提案書」のとおり
※A4版にて作成すること。パワーポイント等、Word以外のソフトを使用しての作成も可。
※枚数制限や図の使用規定はありません。
- ・ 提出部数 正本1部、副本7部 計8部
- ・ その他 副本7部については、事業者名、代表者名、所在地などは記載しない（もしくは黒塗りする）などして、提案者が推定できる記載を行わないこと。
もし、推定できる記載があった場合は、当区において黒塗りする。

エ 企画提案書の内容

- ① 本事業に対する考え方
 - ② 事業内容及び実施体制
 - ・ 事業実施スケジュール
 - ・ 国語・数学・英語の標準的問題を解く力の定着及び発展的問題を解く力を育成させる方法
 - ・ 学習の意欲、難易度の高い問題へチャレンジする意欲を身につけさせる方法
 - ・ 受講者間の習熟度レベルの幅に考慮した指導方法及び内容
 - ・ 教材の内容
 - ・ 講師の配置体制
 - ・ 人材確保策
 - ③ 危機管理体制について
 - ・ 個人情報の取扱い方法
 - ・ 災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制
 - ④ 提案のセールスポイントについて
 - ⑤ 過去5年間の類似事業、実績（類似の実績がない場合、その旨を記載すること。）
 - ⑥ 本事業における経費内訳書（事業実施にあたっての人件費、事務経費等、積算根拠の分かるもの。上記「2（3）契約上限額」に示す金額を上限とする。）
- ※提出できる案は、1案のみとする。

7 企画提案会（プレゼンテーション）に関する事項

企画提案書を提出期限までに提出した事業者は、企画提案会に出席し、プレゼンテーションを行うこと。ただし、感染症拡大防止等の観点から企画提案会を延期又は中止する場合がある。また、企画提案書提出後も延期・中止の判断をする場合がある。

- ・ 開催日時 令和7年6月下旬～7月上旬
- ・ 開催場所 東住吉区役所会議室（予定）
- ・ 内容・方法 別紙「企画提案書」を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等での資料投影は不可とする。1者当たり30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む）とし、参加者は1者当たり3名以内とする。

※企画提案会を欠席した場合、選定から除外する（企画提案会を中止した場合を除く）。

※開催日時・場所の詳細については、別途企画提案会参加事業者に通知する。

8 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- －業務目的及び業務内容の理解度 【10 点】
- －事業内容の実現性、実施手順の妥当性、事業目的に対する手法の的確性、専門性 【50 点】
- －危機管理体制について 【10 点】
- －事業実施にあたっての独自性 【10 点】
- －類似事業実績の豊富さ及び運営基盤 【10 点】
- －費用積算根拠の妥当性・効率性 【10 点】

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、「東住吉区 子どもの学習・体験機会の充実（学力向上）」事業業務委託事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査表に記載する項目・基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション方法については、「7 企画提案会（プレゼンテーション）に関する事項」のとおり
- エ 審査は非公開とし、審査内容及び選定結果についての質問や異義申立ては一切受け付けない。
- オ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、委員の合議により決定する。
※2位以下に同点の事業者がある場合においても、同様に順位を決定する。
- カ 応募者が1者であっても選定会議で審査し、受注予定者としての適否を判断する。
- キ 選定委員のうち、一委員でも合計の評価点が6割未満の場合は、受注予定事業者として選定しない。
- ク 感染症拡大防止等の観点から企画提案会を中止した場合は、提出書類だけで審査する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ 参加資格を有しないものが提案を行うこと。
- カ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- キ 企画提案書等の提出について、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ク 企画提案会を欠席すること（企画提案会を中止した場合を除く。）
- ケ 企画提案書における「6. 本事業における経費内訳書（積算根拠の分かるもの）」に記載の金額が、「2（3）契約上限額」を上回っている場合。
- コ 応募者が、応募受付日から契約締結日までの間に、「4 応募資格、必要な資格・許認可等」の要件に該当しなくなった場合
- サ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 全ての企画提案書は返却しない。また、提出された書類に虚偽の申請があった場合は、提出されている書類の全てを無効とする。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者にも無断で使用しない(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない(本市が補正等を求める場合を除く)。
- カ 申請者は、選定後、本要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- キ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本市と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- ク 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ケ 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に、協議の上、契約交渉を行うことができるものとする。

(2) 提出先、問合せ先

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

大阪市東住吉区役所保健福祉課(福祉担当)[東住吉区役所2階28番窓口]

担 当： 畑、西

T E L：06-4399-9885

F A X：06-6629-4580

メール：tv0006@city.osaka.lg.jp